

1 認定新規就農者・認定農業者制度について

(1) 認定新規就農者制度について

<認定新規就農者制度とは>

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

制度の仕組み

- ・市町村の基本構想※に即して、新たに農業経営を営もうとする青年等が自らの5年後の農業経営の目標を立てる（青年等就農計画認定申請書を作成し、市町村へ提出する）。

※市町村の基本構想

市町村において、10年間を見通した地域農業の基本的な方向を示し、育成すべき経営体について経営類型ごとに目標とする所得水準、労働時間等を示し、担い手育成の考え方や農地集積や耕作放棄地発生防止解消等の考え方と行動方針を示したもの

《農業経営目標の項目（例）》

農業経営の規模（規模拡大、作業受託、加工・販売）

生産方式（機械・施設の導入、リース、レンタル、共同利用等）

経営管理（簿記記帳、経営内役割分担等）

農業従事の態様等（休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減）

目標を達成するために必要な措置（施設・機械の導入、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金確保）

農業経営の構成（経営に携わる者の担当業務及び年間従事日数等）

- ・市町村が審査・認定する。＝認定新規就農者（重点的な支援措置）

- ・青年等就農計画認定申請書に沿った農業経営を行う。

- ・認定新規就農者は、毎年、目標の達成状況や経営課題等を市町村に報告する。

- ・市町村は報告や面談結果を踏まえ、必要に応じて関係機関と連携してフォローアップを行う。

- ・認定新規就農者は、青年等就農計画の最終年に目標達成できるよう努める。
- ・市町村は、計画認定満了時、円滑に認定農業者制度に移行できるよう促す。

認定の対象者

以下の（１）～（３）であって、新たに農業経営を営もうとする者

（１）青年（１８歳以上４５歳未満）

（２）特定の知識・技能を有する中高年齢者（年齢が６５歳未満であって商工業等の経営管理や農業関連事業に３年以上従事した者、又これらと同等の知識・技能を有すると認められる者）

（３）上記の者が役員のお半を占める法人

※ 新たに農業経営を営もうとする者

ア 新たに農業経営を開始

イ 親の農業経営とは別に新たな部門を開始

ウ 親の農業経営を継承（全体、一部）

※ 経営開始５年以内であれば、経営開始後の申請・認定も可能

※ 複数市町村において認定を希望する場合は、各市町村に対し同一の計画の内容で認定申請することができる

認定の要件

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合に、その認定を実施。

（１）その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること

（２）その計画が達成される見込みが確実であること 等

※ 申請者の経営全体から得られる農業所得に基づき判断する

※ 年間農業従事日数が１５０日以上と見込まれることが望ましい

認定期間

（１）経営開始前に認定した場合、認定日から起算して５年

（認定後、やむを得ない事情で経営開始予定時期より経営開始が遅れた場合は、遅れた期間について追加で計画の申請、認定ができる）

（２）経営開始後に認定をした場合、経営開始日から起算して５年を経過した日

審査体制

認定に当たり、市町村は、経営開始資金のサポート体制（※）又はこれに準じた関係者から意見を聴取することが適当。

※ 営農上の課題に対応できるよう、市町村、農業委員会、農協、金融機関、農業事務所等の関係機関や指導農業士等の関係者で構成する支援体制

認定新規就農者のメリット措置（活用可能な主な事業等）

- 経営開始資金・経営発展支援事業
- 青年等就農資金（無利子融資）
- 農地利用効率化等支援交付金
- 経営所得安定対策
- 農業経営基盤強化準備金

(2) 認定農業者制度について

<認定農業者制度とは>

意欲ある農業者を地域農業の担い手として明確化し、農業者が経営改善計画に沿って規模拡大、経営改善に取り組むとともに、関係機関は一体となって関連施策を活用しながら支援を行う制度。

制度の仕組み

- ・市町村の基本構想※に即して、意欲のある農業者が自らの5年後の経営改善目標を立てる（農業経営改善計画書を作成し、市町村等へ提出）。

※市町村の基本構想

市町村において、10年間を見通した地域農業の基本的な方向を示し、育成すべき経営体について経営類型ごとに目標とする所得水準、労働時間等を示し、担い手育成の考え方や農地集積や耕作放棄地発生防止解消等の考え方と行動方針を示したもの

《経営改善目標の項目（例）》

経営規模拡大（面積を増やしたい、機械・施設の拡充を図りたい）

経営の合理化・多角化（新規作物に取り組みたい、農産加工を行いたい）

経営管理の合理化（経営管理をしっかりしたい、法人を目指したい）

農業従事態様の改善（雇用を確保したい、給料制を導入したい）

- ・市町村等が審査・認定する。＝認定農業者

※農業経営を営む区域（農用地又は農業生産施設が所在する区域）が市町村又は都道府県の区域を超える場合⇒国・それぞれの都道府県

認定基準

基本構想に即しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮されているか

達成見込みのある計画か

- ・農業者が農業経営改善計画に沿った経営改善を行う。

- ・農業経営改善計画書の記載内容を踏まえて、市、農業委員会、農協、県農業事務所等関係機関が支援を行う。

- ・農業者は目標年度において、改善計画の達成状況を確認し、現状分析を行う。

達成状況を踏まえ、更に5年後の改善計画作成

認定の対象者

性別・年齢

男女の別、年齢については問われません。

専業・兼業の別

申請時点で兼業農家や新規に就農しようとする方でも、市町村基本構想に即した農業経営を目指すものであれば認定対象になります。

営農類型

水稲などの土地利用型農業のほか、農地を持たない畜産経営や施設園芸等菌床シイタケ栽培等も認定対象になります。

法人経営

農業経営を営む法人であれば、農業生産法人であるなしに関わらず認定の対象となります。集落営農組織も法人化すれば対象となります。

共同申請

共同経営者である女性農業者や農業後継者も家族経営協定の締結等により、経営者とともに認定農業者になれます。

認定農業者制度の見直し

令和2年4月より、複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて国又は都道府県が農業経営改善計画の認定を行うことになりました。

○認定申請先

農業経営を営む区域		認定庁
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

※電子申請も可能になりました。(農林水産省共通申請サービス)

○その他

- ・農業経営基盤強化促進法の改正(令和5年4月1日施行)により、農業経営改善計画に農地転用を伴う農業用施設の整備に関する事項を記載することができるようになり、農地転用許可権限を有する者の同意を得て当該計画を認定した場合、農地転用許可があったものとみなすこととなります。
※この件に関する事務手続き等については、現在関係部署と調整中です。
- ・農業経営基盤強化促進法の改正(令和7年4月1日施行)により、農業経営改善計画の認定申請を行う際、農林水産省が提供する農業経営人材育成研修プログラム(<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>)のうち初級コースを修了していることが分かる資料を添付するよう努めることとなりました。